

貸借取引貸株等超過銘柄に対する取扱い

昭和40年5月1日制 定

平成22年8月5日一部改定

貸借取引貸出し規程第12条、第13条及び第23条に規定する貸借取引の貸株等超過銘柄に対する取扱いを次のとおり定める。

1. 当社は、貸借申込みにより、貸株残高株数が融資残高株数を超過した銘柄については、申込日の翌営業日午前立会い開始時まで、その超過株数を発表する。
2. 当社は、前項の銘柄について、申込日の翌営業日午前10時まで、申込日の貸借取引の追加申込みとして、貸株返済の申込み（貸株の申込みの取消しを含む。）又は融資の申込み（融資返済の申込みの取消しを含む。）の受け付けを行う。
追加申込みの貸株超過株数への充当順序は、申込み時間の早いものからとし、貸株超過が解消したときは、追加申込みの受け付けを打ち切る。
3. 前項の追加申込みは、所定の書面によることとし、貸借取引参加者が非清算参加者の委託を受けてその計算により当該申込みに基づく取引を行おうとする場合は、当該非清算参加者が当該貸借取引を代理して行うものとする。
4. 第2項の措置によっても貸株超過が解消しない場合は、当社は、取引所及び金融商品取引業者等の協力を得て、その株券を調達する。ただし、貸借取引の円滑な運営のため不相当と認められる借株は行わない。この場合の品借料は、別表の品貸料率に90%を乗じた料率をもって支払う。
5. 前項の措置によっても必要株数が調達できない場合及び前項の方法によらないで必要株数の一部又は全部を調達することが適当と認める場合は、当社は、取引所と緊密な連携を保ち、他の方法によって株券を調達する。
6. 前2項の措置によってもなお株券の調達ができないときは、当社は、貸株の申込み及び融資返済の申込みをそれぞれ延期させることができる。
7. 前2項の措置を行った場合は、取引所と協議のうえ、別表品貸料率表によらないで別に品貸料を決定することができる。
8. 当社が借り入れた株券の返済日は、借り入れた日の翌営業日とする。ただし、清算機関の決済が行われないときは、返済日を繰り下げる。
9. 当社は前各項の借株に対しては、必要な場合時価を基準とした額の借株等代り金を借株先に差し入れることとする。なお、借株等代り金は、有価証券をもって代用することができる。
10. 貸株等超過銘柄が株券以外の有価証券である場合については、本取扱い各項（別表を含む。）の規定中、株券について使われている用語を、当該有価証券の種類に応じて読み替えるものとする。

(別表)

品 貸 料 率

(1日1株につき)

貸借値段 貸株不足数	貸借値段					
	100円 以下	300円 以下	500円 以下	700円 以下	1,000円 以下	1,000円超 貸借値段が500円 以下を増すごとに
5,000株以下	10銭	20銭	30銭	40銭	50銭	10銭を加算
10,000株以下	20銭	30銭	40銭	50銭	60銭	10銭を加算
20,000株以下	30銭	40銭	50銭	60銭	70銭	20銭を加算
50,000株以下	40銭	60銭	70銭	80銭	100銭	20銭を加算
100,000株以下	60銭	80銭	90銭	110銭	130銭	20銭を加算
500,000株以下	80銭	100銭	120銭	140銭	160銭	30銭を加算
500,000株超	100銭	130銭	150銭	170銭	200銭	40銭を加算

ただし、取引所が定める売買単位が1株である銘柄については、当該銘柄の貸借値段を1,000分の1、貸株不足株数を1,000倍して、上表により求めた料率を1,000倍して品貸料率とする。以下1号、2号及び4号の加算額及び加算累計額についても1,000倍して読み替える。

- 貸株不足が2日以上継続するときは、2日目からその期間中1日について10銭を増し、その加算累計額の限度は1円とする。
- 次に定める銘柄の貸借申込み分にかかる品貸料率については、(1)～(4)の各区分に定める料率とする。ただし、(1)又は(2)に該当し、かつ(3)又は(4)に該当する場合は、(1)又は(2)の該当する料率の2倍とする。

(1) 取引所において配当落もしくは権利落とする期日が定められた銘柄又は株式会社証券保管振替機構（以下「保振機構」という。）が振替業において取り扱う株券について、社債、株式等の振替に関する法律に基づく総株主通知が行われる銘柄（以下、本号において配当落もしくは権利落とする期日又は総株主通知にかかる株主を確定するための日の2営業日前の日を「期日」という。）

① 期日の6営業日前から2営業日前までの貸借申込み分

上記料率の2倍

② 期日の前営業日の貸借申込み分

上記料率の4倍

(2) 保振機構が外国株券等の保管及び振替決済にかかる業務において取り扱う外国投資信託受益証券又は外国投資証券について、保振機構の「外国株券等の保管及び振替決済に関する規則」に基づく外国株券等実質株主の通知が行われる銘柄（上記(1)に該当する場合を除く。）については、当該外国株券等実質株主を確定するための期日（株主総会における議決権について外国株券等実質株主の議決権を代理行使するために保振機構が指定する日を含む。）の8営業日前から3営業日前までの貸借申込み分

上記料率の2倍

- (3) 貸株利用等に関する注意喚起通知を行った銘柄については、その通知日の翌日から取消し通知日までの貸借申込み分

上記料率の2倍

- (4) 貸借取引の申込制限措置又は申込停止措置を行った銘柄については、その実施日から解除日の前日までの貸借申込み分

上記料率の2倍

ただし、継続日数1日加算額および加算累計限度額は、上記1. に定めるとおりとする。

3. 他市場での品貸料率とのかい離が著しいなどの理由により、上記料率によることが不相当と認められるときは、品貸しの需給関係等を考慮のうえ、取引所と協議して、その市場での品貸料率の範囲内で、別に品貸料を決定することができる。

4. 急激な品不足もしくは異常な貸株超過が生じ、又はそのおそれがあると認められるときは、上記料率にかかわらず、あらかじめ取引参加者に通知して、次に定める特別品貸料率を適用することができる。

ただし、継続日数1日加算額および加算累計限度額は、上記1. に定めるとおりとする。

特別品貸料率

貸借値段	500円以下	500円超 500円以下を増すごとに
品貸料	5円	5円を加算

5. 株式市況の激変又は急激な株券の不足状態の発生により、異常な貸株超過状態が生じ、又はそのおそれがあると認められるときであって、上記特別品貸料率によることが適切でない場合は、取引所と協議して、別に品貸料を決定することができる。